

➤ 離職されたみなさまへ ◀

◆このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票－2」の裏面もお読みください。

※受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカード等）が必要です。

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者（※1）に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者（※2）に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「基本手当」（いわゆる失業手当）を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 65歳以上の方であって特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の方

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを

②以降を参照してください

病気、出産、育児、不妊治療、負傷などで
すぐに働けない方は受給期間延長申請を

5ページの⑩を参照してください

事業を開始等した方は
受給期間の特例申請を

6ページの⑪を参照してください

② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職（※）し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。（※この場合の離職には、契約の変更により労働時間が短くなった結果、雇用保険の資格を喪失した場合も含まれますので、必ずこのパンフレットをご覧ください。）

厚生労働省HPIに雇用保険のQ&Aを掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>



③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付（基本手当ほか）は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- | | |
|---|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑧ 会社の役員等に就任している方（就任の予定や名義だけの役員も含む） |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む） |
| ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。） | ⑩ パート、アルバイト中の方（※週あたりの労働時間が 20 時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。） |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |

④ 求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワーク（12 ページ参照）へ、ご自身で求職申し込み（10 ページ参照）などの手続きをしてください。

受給手続きに必要なもの

1. 離職票—1 → 氏名や口座番号などを記入してください。ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。下記3の書類を必ず持参してください。
2. 離職票—2
3. マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元（實在）確認書類をお持ちください。
 - ① 個人番号確認書類（いずれか1種類）
通知カードまたは個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
 - ② 身元（實在）確認書類（（1）のうちいずれか1種類。（1）の書類をお持ちでない方は、（2）のうち異なる2種類（コピー不可））
 - （1）運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
 - （2）公的医療保険の被保険者証、年金手帳・基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書など
4. 写真2枚（最近の写真、正面上半身、約 3.0 cm×3.0 2.4 cm）
（写真シール、スナップ切り抜き、不鮮明なものは不可）
5. 本人名義の預（貯）金通帳又はキャッシュカード（一部の金融機関を除く）
6. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

※船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。

※離職票の提出時、受給資格者証の交付時、失業の認定時等、手続きの機会ごとにマイナンバーカードを提示する場合は、顔写真を省略できます。ただし、マイナンバーカードはご来所の都度毎回ご提示が必要です。失念、紛失等により当日お持ちでない場合は、当日中にご用意いただき、ご提示いただかなければ、他の書類があったとしても給付を受けることができませんので、十分ご注意ください。

⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

- ◆ 原則として、**離職の日以前2年間に12か月以上**被保険者期間（※1）がある。
- ◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、**離職の日以前1年間に6か月以上**被保険者期間がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。なお、令和2年8月1日以降に離職した者について、賃金支払基礎日数が11日以上かつ12か月ない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については4ページの⑨をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

- ★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、**離職の日以前1年間に6か月以上**の被保険者期間が必要となります。



⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{給付率 } 50\sim 80\%) = \text{【基本手当日額】}$$

賃金日額

※ 60～64歳の方については45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◆ 障がい者等の就職困難者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高年齢被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
（暫定措置）	

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

⑧ 支給の開始と期間【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日(待期) が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日(待期)+1か月から3か月(給付制限) が経過した後
受給期間	離職の日の翌日から1年間 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、 給付日数が残っていても支給されません。 (早めに手続きをしてください)	

※ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、**失業の認定**を受ける必要があります。

ご注意ください

自己都合で離職してから、ハローワーク等で手続きをするのが遅くなってしまった場合。
所定給付日数は150日だったのですが・・・



この場合、120日分の支給を受けた時点で受給期間が終了するため、
30日分は支給を受けることができません。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限(支給を受けることができる期限)は
離職の日の翌日から1年を経過する日、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限
は**離職の日の翌日から6か月を経過する日**となります。

＜令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除されます＞

正当な理由のない自己都合により離職された方のうち、次のいずれかに当てはまる教育訓練等(令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限り)を**離職の前1年以内に受けた方(途中退校は該当しません)**または**離職の日以後に受けている方**は、当該訓練を受ける期間と受け終わった後の期間について給付制限が解除されます。

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練 | ② 公共職業訓練等 |
| ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練 | ④ ①～③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練 |

⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

⑩ すぐに働くことができない方は…65 歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

退職後 1 年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が 30 日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

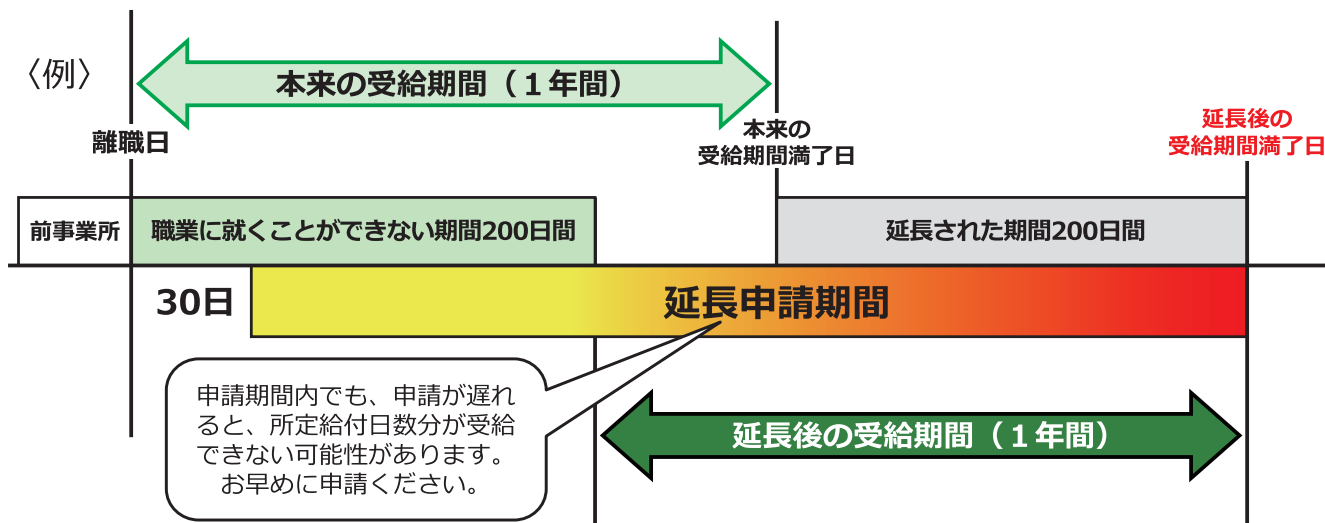
また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない（健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む）
- ② 妊娠・出産・育児（3 歳未満に限る）などにより働くことができない（不妊治療を含む）
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60 歳以上の定年等により退職して、しばらくの間休養する（船員であった方は年齢要件が異なります）

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限（支給を受けることができる期限）の延長はできません。

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60 歳以上の定年 など
申請期間	退職日の翌日（働くことができなくなった日）から 30 日過ぎてから、受給資格に係る退職日の翌日から 4 年を経過するまでの間（延長後の受給期間が 4 年に満たない場合は当該期間の最後の日までの間）※1※2	退職の日の翌日から 2 か月 ※原則として、この期間を過ぎた申請は承認できないため、申請を検討中の方はご注意ください
延長期間	（本来の受給期間） 1 年 + （働くことができない期間） 最長 3 年間	（本来の受給期間） 1 年 + （休養したい期間） 最長 1 年間
提出書類	受給期間延長等申請書、離職票 - 2※3	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク（受給資格決定より後は、当該受給資格決定を行ったハローワーク）	



※1 最大で退職日の翌日から 4 年を経過するまでが申請期限ですが、延長の理由が止んだ場合は、本来の受給期間（1 年）に職業に就くことができない期間を加えた期間までが、延長後の受給期間であり、延長申請期間です。ご注意ください。

※2 延長申請が遅れ、受給期間満了日が近づいた時期に延長申請した場合、所定給付日数分を受給できない可能性があります。速やかに申請してください。

※3 受給期間の延長申請を行う時に、雇用保険被保険者離職票 - 1 を提出する必要はありません。郵送等により離職票 - 1 が添付されていた場合、離職票 - 1 はハローワークで破棄します。受給期間の延長事由終了後、ハローワークの窓口で雇用保険の手続（受給資格決定）を行う際に離職票 - 1 の再交付申請をお願いします。

⑪ 事業を開始等した方は…【受給期間の特例】

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則、離職日の翌日から1年以内となっています。令和4年7月1日から、事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しない特例を新設しました。これによって仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能になります。

離職日の翌日以後に下記要件を全て満たす事業を開始等した場合は、受給期間の特例を申請できます。

- ① 事業の実施期間が30日以上である
- ② 事業を開始した日又は事業に専念し始めた日若しくは事業の準備に専念し始めた日から起算し30日を経過する日が受給期間の末日以前である
- ③ 当該事業について、就業手当又は再就職手当の支給を受けていない
- ④ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではない

※次のいずれかの場合は、④に該当します。

- ・雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険適用事業の事業主となる場合。
- ・登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の客観的資料によって事業の開始、事業内容及び事業所の実在が確認できる場合。

- ⑤ 離職日の翌日以後に開始した事業である

※離職日以前に当該事業を開始し、離職日の翌日以後に当該事業に専念する場合があります。

★ 受給期間延長等申請書は、教育訓練給付適用対象期間延長申請及び高年齢雇用継続給付延長申請が可能な一体の様式になっていますが、これらは本特例の対象ではないことにご注意ください。

<留意事項>

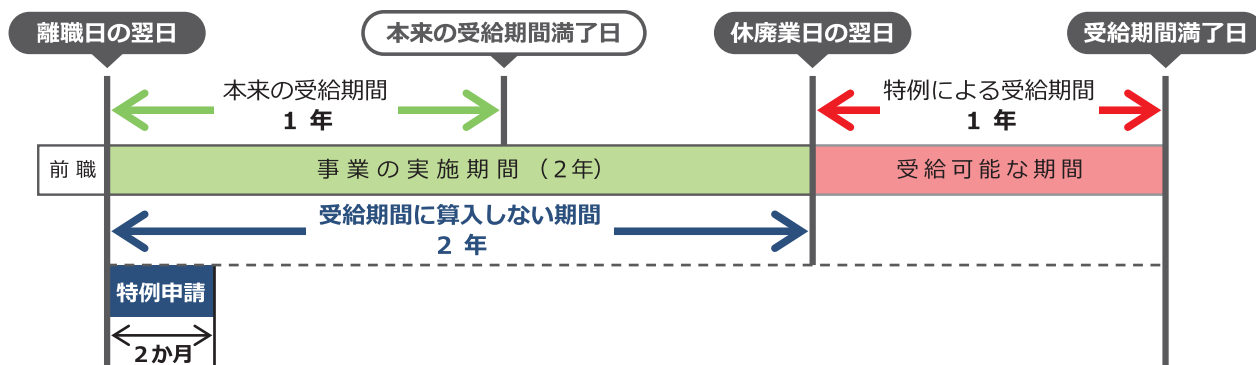
この特例の対象は、令和4年7月1日以降に「事業を開始した場合」「事業に専念し始めた場合」「事業の準備に専念し始めた場合」のいずれかです。以下のような場合にはご注意ください。

令和4年6月30日以前に事業を開始	令和4年7月1日以降に事業に専念	特例の対象
令和4年6月30日以前に事業の準備に専念	令和4年7月1日以降に事業を開始	特例の対象
	事業を開始しなかった	特例の対象外
	令和4年6月30日以前に事業を開始し専念	

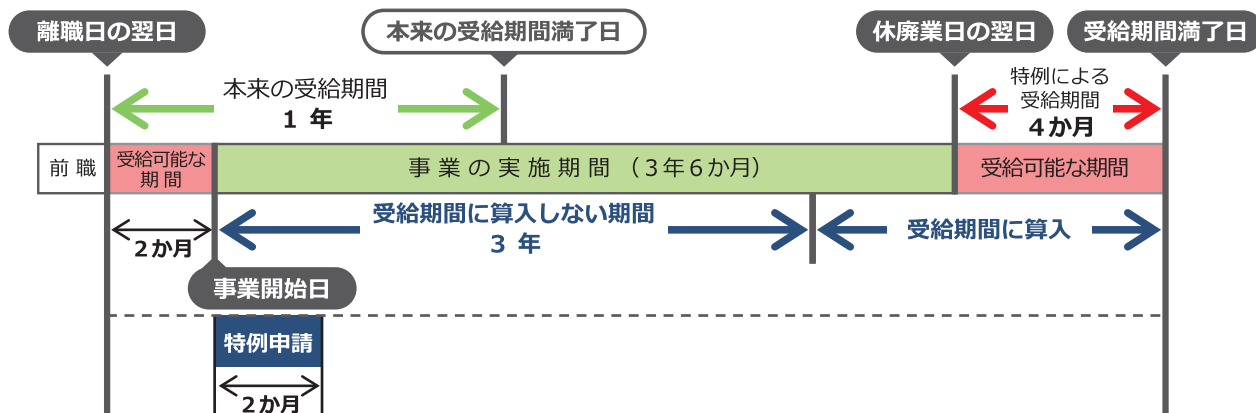
受給期間の特例の申請手続き

対象者	離職日の翌日以後に、事業を開始した方／事業に専念し始めた方／事業の準備に専念し始めた方
申請期間	事業を開始した日／事業に専念し始めた日／事業の準備に専念し始めた日の翌日から2か月以内 ※ただし、就業手当又は再就職手当の支給申請を行い不支給となった場合には、この期間を超えてもこれらの手当の支給申請日を特例の申請日として受給期間の特例を申請することが可能です。
対象期間	(本来の受給期間) 1年間 + (起業等から休廃業までの期間) 最長3年間
提出書類	①受給期間延長等申請書 ②離職票－2（受給資格の決定を受けていない場合）又は受給資格者証（受給資格の決定を受けている場合） ③事業を開始等した事実及び開始日を確認できる書類 （1）事業を開始した場合又は事業に専念し始めた場合 【例】登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等 （2）事業の準備に専念し始めた場合 【例】金融機関との金銭消費貸借契約書の写し、事務所賃借のための賃貸借契約書の写し等
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）
提出先	住所を管轄するハローワーク（受給資格決定より後は、当該受給資格決定を行ったハローワーク）

1 離職日の翌日に起業して2年後に廃業したケース



2 離職日の2か月後に起業して3年6か月後に廃業したケース



⑫ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの[日本年金機構の各年金事務所](#)へご確認ください。

⑬ 国民健康保険料(税)の軽減について

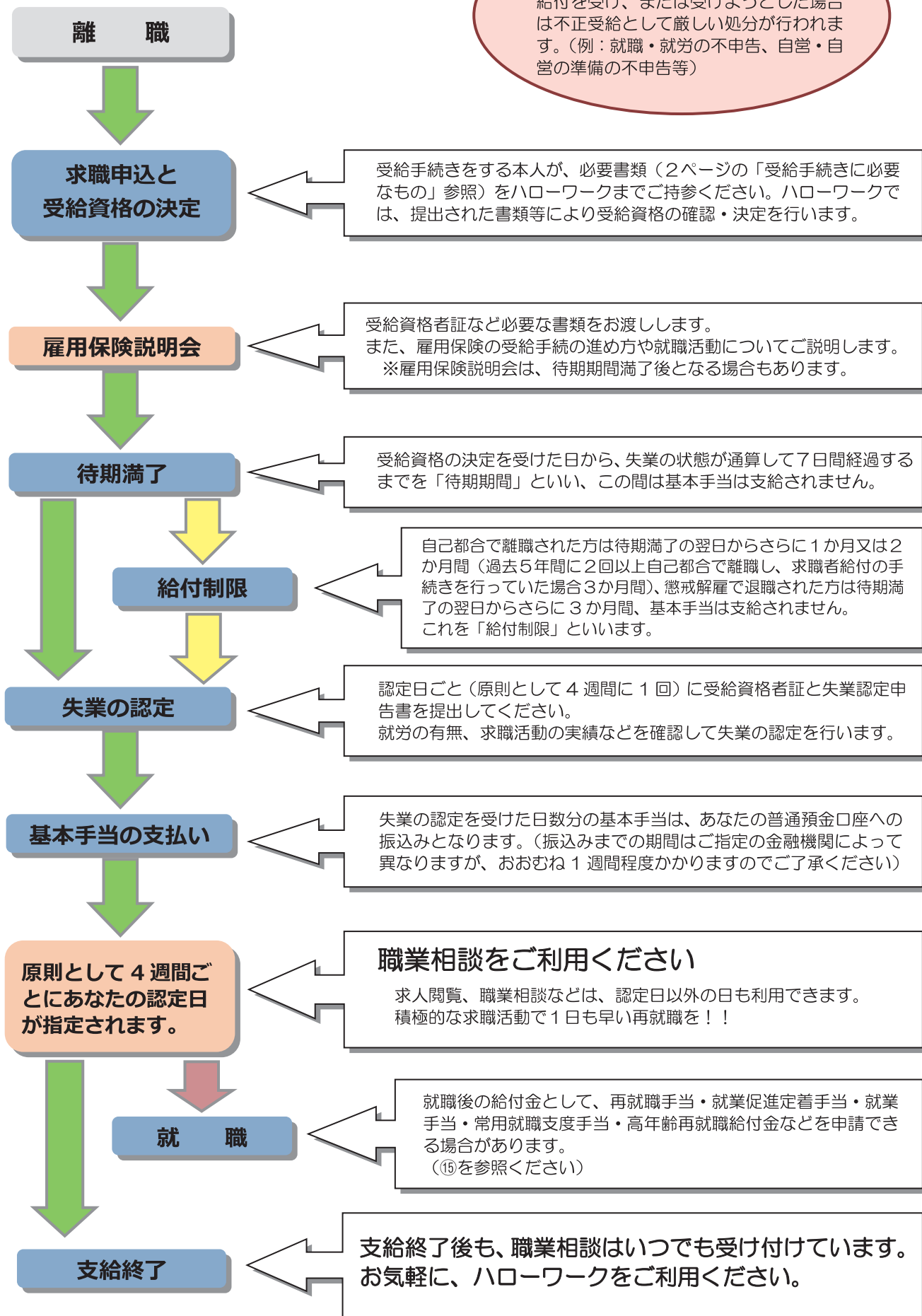
特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料（税）が軽減される制度があります。（高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません）

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、[お住まいの市町村の国民健康保険担当](#)へご確認ください。

⑭ 基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください！

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。（例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等）



⑮ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申し込み（離職票の提出）をして、待期期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた※¹方には、**再就職手当**を支給します。※² 就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の6割〔7割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

※1 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合などです。

※2 求職の申し込み（離職票の提出）前から採用が内定していた事業主に雇用されても再就職手当は該当しません。

更に、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の給付を受けることができます。

なお、どちらの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください

60歳以降に再就職した方には・・・

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（※）の雇用保険の被保険者に、高年齢雇用継続給付が支給されます。 ※船員については生年月日によって55歳以上60歳未満となることがあります。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に支給されます。支給額は各月に支払われた賃金の10%（令和7年3月31日以前に60歳に達した日等を迎えた方は15%）を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます。

高年齢再就職給付金は、離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支給されます。支給額は各月に支払われた賃金の10%（令和7年3月31日以前に60歳に達した日等を迎えた方は15%）を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます。ただし、再就職手当（上記⑮）と同時に受けることはできません。

支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。ハローワークでは、これまでの職歴の棚卸しなどご希望に応じた職業相談、求人情報の提供、応募書類の作成アドバイス、職業紹介などのサービスを提供しています。

再就職のために
ハローワークを活用して
職業相談を!!

求職申込み手続きのご案内

求職申込み手続きは、どのハローワークでも受け付けています。

ただし、雇用保険受給手続きなどを行う場合は、住所を管轄するハローワークで手続きする必要があります。

申込み方法①：ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）で、求職申込み情報を入力（仮登録）後に、窓口で申込み手続きを行う。

※ 求職申込書（筆記式）もご用意しています。

申込み方法②：ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから、「ハローワークインターネットサービス」にアクセスし、オンライン上の求職登録を行う。（※雇用保険の受給手続きを行う場合は、ハローワーク窓口での追加の手続きが必要です）

雇用保険受給開始までの求職申込み手続きの流れ

①ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）で求職申込み情報を入力（仮登録）する

※「求職申込書」（筆記式）もご用意しています

<窓口>

申込み手続きを行う
（申込み内容や希望条件の確認など）

求職申込み受付完了（ハローワーク受付票を交付）

職業相談、求人情報の提供、応募書類の作成アドバイス、職業紹介などの各種サービスをご利用いただけます

②ご自宅のパソコンやスマートフォンからハローワークインターネットサービスにアクセスし求職者マイページアカウント登録を行う

アカウント登録完了後14日以内に求職情報を登録し、求職者マイページを開設する

オンライン上の求職登録完了
（オンライン登録者）

<窓口>
給付を受給するハローワークの相談窓口でのご相談
（※受給資格決定日と同日でも可）

求職者マイページのご案内

ハローワークインターネットサービス上に「求職者マイページ」を開設すると、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから以下のサービスが利用でき、お仕事探しがより便利になります。開設を希望する方は、窓口にお申し出ください。

- **求人**の検索条件や気に入った求人を保存することができます。
- ハローワークでご紹介した求人内容や応募履歴を確認することができます。
- メッセージ機能により、応募した求人の担当者とやりとりできます。ハローワークから求人情報やお知らせをお送りする場合もあります。
- 登録した情報の確認や変更ができます（※雇用保険の失業給付等を受給されている方は、変更内容によって、別途給付窓口での手続きが必要になる場合があります。詳しくは受給をされているハローワーク窓口までお問い合わせください。）。
- ハローワークから職業紹介（オンラインハローワーク紹介）を受けることができます。
- 求人に直接応募（オンライン自主応募）することができます。

※オンライン自主応募はハローワーク紹介とはならないため、再就職手当等の受給を検討されている方はご注意ください。

<留意事項>

- ・ 求職者マイページは、ハローワークおよびハローワークインターネットサービスを利用して就職活動を行うことを希望する方を対象に、求人情報の検索・閲覧など仕事探しに必要なサービスを提供するものです。
- ・ 「求職者マイページ」を開設するには、ハローワークへの求職登録が必要です。求職が無効となった場合、一部サービスが利用できなくなります。
- ・ マイページを開設するには、ログインアカウントとして使用するメールアドレス、パソコン、スマートフォンなどが必要です。なお、利用規約およびプライバシーポリシーに同意いただく必要があります。

ハローワークへお越しいただく前に…

スマホで手軽に 求職登録ができます

事前に求職登録をしてお越しいただくと、ハローワークでの求職登録手続きにかかる時間を短縮することができます。

(※) おおむね5年以内にハローワークで求職登録をしたことがある方は、以前の登録データを利用できる場合があります。ハローワークへお越しいただいた際にお申し出下さい。

①カメラでコードを読み込みます

(※) タブレット、PC等も利用可能です



ハローワーク
インターネットサービス



ハローワークの職業相談・
職業紹介サービス
ご利用にあたって



プライバシーポリシー

②求職者マイページアカウント登録

トップページ が出てくるので下にスクロール。

仕事をお探しの方 の上から3つ目

マイページを開設して求職申込み をクリックして、必要事項を入力

③求職申込み

必須 のみの入力でもかまいません。

ご希望の条件等、ハローワークの窓口で詳しくお伺いします。

④スマホを持って、ハローワークへ

※スマホでの登録にかかる所要時間は、10～20分程度です。

ハローワーク(公共職業安定所)窓口のご利用について

- ※ 雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分～17時15分です。
また、「受給資格決定」の他に、「求職の申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかること等から、16時前までのご来所をお勧めいたします。
- ※ 職業相談には一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁や土曜開庁の日は除いた平日）は、9時～17時の間のご利用をお勧めいたします。

愛知県内ハローワーク(公共職業安定所)一覧表

ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
名古屋中	〒460-8640 名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル	052-855-3740	西区、中村区、中区、中川区、北区、 北名古屋市、清須市、西春日井郡
名古屋南	〒456-8503 名古屋市熱田区旗屋 2-22-21	052-681-1211	瑞穂区、熱田区、港区、南区、緑区、豊明市
名古屋東	〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘 1-2	052-774-1115	千種区、東区、昭和区、名東区、守山区、 天白区、日進市、長久手市、愛知郡
豊橋	〒440-8507 豊橋市大国町 111 豊橋地方合同庁舎	0532-52-7192	豊橋市、田原市
岡崎	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地 50-1 岡崎合同庁舎	0564-52-8609	岡崎市、額田郡
一宮	〒491-8509 一宮市八幡 4-8-7 一宮労働総合庁舎	0586-45-2048	一宮市、稲沢市（平和町を除く）
半田	〒475-8502 半田市宮路町 200-4 半田地方合同庁舎	0569-21-0023	半田市、常滑市、東海市、知多市、知多郡
瀬戸	〒489-0871 瀬戸市東長根町 86	0561-82-5123	瀬戸市、尾張旭市
豊田	〒471-8609 豊田市常盤町 3-25-7	0565-31-1400	豊田市、みよし市
津島	〒496-0042 津島市寺前町 2-3	0567-26-3158	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡、 稲沢市平和町
刈谷	〒448-8609 刈谷市若松町 1-46-3	0566-21-5001	刈谷市、安城市、知立市、高浜市、大府市
(碧南)	〒447-0865 碧南市浅間町 1-41-4	0566-41-0327	碧南市
西尾	〒445-0071 西尾市熊味町小松島 41-1	0563-56-3622	西尾市
犬山	〒484-8609 犬山市松本町 2-10	0568-61-2185	犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡
豊川	〒442-0888 豊川市千歳通 1-34	0533-86-3178	豊川市
(蒲郡)	〒443-0034 蒲郡市港町 16-9	0533-67-8609	蒲郡市
新城	〒441-1384 新城市西入船 24-1	0536-22-1160	新城市、北設楽郡
春日井	〒486-0841 春日井市南下原町 2-14-6	0568-81-5135	春日井市、小牧市

地方運輸支局等 (中部運輸局での手続きは月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の9時～17時45分です。)

地方運輸支局	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
中部運輸局 船員労政課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 11階	052-952-8028	愛知県全域 ※船員であった方で、離職後引き続き船員での 就職を希望される方に限ります。



厚生労働省 愛知労働局 ハローワーク